

職員体制（現体制）

もじ少年自然の家

係・補職名	人数	職務分担
所長	1名	所の統括
副所長	1名	所長の補佐、管理運営、所の庶務、指導に関する統括
事務員	1名	副所長の補佐、事務、指導、保守に関すること
指導・ボランティア養成事業主任	1名	副所長の補佐・指導業務、ボランティア養成の統括
受入事業主任	1名	副所長の補佐、受入業務・広報業務に関する統括
主催事業・受入事業係	4名	指導・ボランティア養成事業主任及び受入事業主任の補佐
保健衛生員	1名	事務員の補佐、指導、庶務、保健衛生及び食物アレルギーに関すること

警備員 2名

計 10人体制：12ポスト

## 【必置の職について】

- 1 所 長 青少年育成に相当の経験をもち、施設の運営に力量を有する者
- 2 事務関係職員 経理及び管理事務に精通した者
- 3 指導関係職員 小学校又は中学校の教員免許又は野外活動等の指導者の資格を有する者など  
少年自然の家の設置目的に沿った指導のできる者
- 4 保健衛生員 養護教諭の免許を有する者など施設利用者の保健衛生を担当できる者
- 5 警 備 員

※ 野外活動等の指導者の資格とは、NEAL リーダー（自然体験活動指導者）等、これと同等以上の技術を有すること。キャンプディレクター2級、レクリエーション・コーディネーター又はこれと同等以上の技術を有することをいう。カヌープログラムを安全に提供するためカヌー指導員資格（JRCA・JSPA等）の指導員資格者を配置すること。

※ 宿泊利用があるときは、宿直員1名、夜間警備員1名以上で対応すること。

※ 上記以外の職員については、現在の管理体制や管理業務、事業展開を参考に職員配置を提案のこと。

※ 少年自然の家の職員は、施設の設置目的を達成するために行う野外教育を中心とした事業を運営し、青少年を指導できる知力、体力を有する者であること。

※ 事業運営を円滑に進めるため、安定的な人員体制を継続すること。

（所長等の交代にあっては、子ども家庭局に事前協議すること）